

# 田辺市地域活性化商品券 取扱店募集要領

## 1 商品券の発行について

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 名称      | 田辺市地域活性化商品券(以下「商品券」という)                        |
| (2) 事業主体    | 田辺市  |
| (3) 運營業務受託者 | 田辺市商店街振興組合連合会                                  |
| (4) 発行総額    | 8億7,200万円                                      |
| (5) 発行部数    | 72,800部(1セット13,000円:63,500部、1セット5,000円:9,300部) |
| (6) 利用期間    | 令和2年8月中旬から令和3年2月28日(日)                         |

## 2 取扱店の要件

市内に本社機能を置く事業者が営む市内の店舗(フランチャイズ店(チェーン形式で営業する店)を含む。)のうち、次の(1)~(4)に該当しない店舗。ただし、消費者の利便性の観点で、旧市町村間で、利用できる店舗に著しい格差が生じる恐れがある場合、必要最低限の範囲内で個別に検討を行い、市として特に必要と認める場合は、取扱店登録について運營業務受託者に対し要請します。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う店舗、または娯楽業のうち遊技場など(パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店、その他遊技場等)設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行っている店舗
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗
- (3) 下記[4 商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引のみを行っている、または商品のみを取り扱う事業者の店舗
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗

## 3 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 一度取扱店として登録されますと、脱退はできません。
- (2) セール等では使用できないなど、独自の利用制限は禁止します。
- (3) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (4) 商品券を消費に利用せずに現金化することや、使用された商品券を再び利用することはできません。
- (5) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出さないようにしてください。
- (6) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。

## 4 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資又は債務の支払い(税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等)
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ

- (5) 転売目的による商品等の購入
- (6) 医療費や処方箋が必要な医薬品など保険適用されるもの
- (7) 事業上の取引(商品の仕入れ等)
- (8) 娯楽業のうち遊技場(パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店、その他遊技場等)への支払
- (9) 家賃・地代・駐車料等の支払
- (10) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

## 5 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスター及びステッカーを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る際に問題がないかどうか確認してください。商品券見本を、すぐに確認できる場所に備え付け、偽造防止対策が施されていない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに田辺市商店街振興組合連合会まで報告してください。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店ででの再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないでください。各取扱店舗における、利用期間中の商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 事業上の取引(商品の仕入れ等)に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、毀損、換金期限切れ等による損失は取扱店の責任とします。

## 6 申請手続について

### (1) 申請方法

この募集要領に同意のうえ、「取扱店申込書兼誓約書」(以下「申込書」という)に必要な事項を記入し、下記①～⑦のうちの最寄りの提出先に郵送又は持参してください。

複数の店舗を申し込む場合は、店舗ごとの申請が必要です。「申込書」はコピーして使用していただくか、田辺市ホームページの商工振興課のページからもダウンロードできます。下記①～⑦でも配布しています。

(ホームページアドレス <http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/index.html>)

### (2) 申込書提出先 (土日祝除く)

- |                |                                      |
|----------------|--------------------------------------|
| ①田辺市商店街振興組合連合会 | 〒646-0031 田辺市湊 9-10                  |
| ②田辺商工会議所       | 〒646-0033 田辺市新屋敷町 1 番地               |
| ③牟婁商工会         | 〒646-0001 田辺市上秋津 2084-1              |
| ④龍神村商工会        | 〒645-0415 田辺市龍神村西 376 (龍神行政局内)       |
| ⑤中辺路町商工会       | 〒646-1421 田辺市中辺路町栗栖川 396-1 (中辺路行政局内) |
| ⑥大塔村商工会        | 〒646-1101 田辺市鮎川 2567-1               |
| ⑦本宮町商工会        | 〒647-1731 田辺市本宮町本宮 219 (本宮行政局内)      |

#### ※受付時間

①田辺市商店街振興組合連合会 10:00～16:00

②～⑦会議所・各商工会 9:00～16:00

### (3) 申請期間

令和2年6月18日(木)から令和2年7月8日(水)まで

※上記の期間に申請を受けた取扱店は、商品券販売時に配布する取扱店一覧表(パンフレット)

ト)に掲載します。上記の期間を過ぎても可能な限り申請を受付けますが、取扱店一覧表(パンフレット)には掲載できませんので、ご了承願います。

(4) 申請後について

申込のあった店舗については、「申込書兼誓約書」の内容を精査のうえ、取扱店として登録します。(登録不可である場合は田辺市商店街振興組合連合会からその旨通知します。)

取扱店には、後日、「取扱店証」のほか、ポスター、ステッカー、換金申込書等の物品を配布しますので、7月27日(月)以降に申込書を提出したところまで取りに来ていただく予定です。詳細につきましては、追ってハガキにてご案内いたします。

(5) その他

申込書の記載内容について疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求める場合があります。

## 7 換金について

(1) 取扱金融機関

きのくに信用金庫、紀南農業協同組合、みくまの農業協同組合

※取扱店は、上記のいずれかの金融機関を選択し、申込書に記載してください。(その金融機関での口座が必要です。)

(2) 換金方法

取扱店は、申込書に記載した、口座を有する金融機関の店舗に「取扱店証」を持参のうえ、使用済商品券ほか、下記のことを提出してください。

①使用済商品券(専用封筒に入れること)

②田辺市地域活性化商品券取次依頼書(換金する金融機関が紀南農業協同組合及びみくまの農業協同組合の場合は必要)

③取扱店証

④通帳

※金融機関により取扱いがかわる場合があります。

(3) 換金期間等

換金期間は令和2年8月中旬から令和3年3月31日(水)までです。

金融機関に換金を依頼してから、登録された口座に振込入金されるまでに、数日から2週間程度かかります。(金融機関により取り扱いがかわる場合があります。)

換金の詳細は7月27日(月)以降の物品配布時にお知らせします。

※上記の換金期間を過ぎても換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

## 8 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金を停止するとともに取扱店の承認を取り消し、田辺市商店街振興組合連合会のホームページで事業者名及び店舗名を公表し、今後の同様な事業への参加を禁止します。なお、当該取扱店の地域活性化商品券を使用した取引に係るプレミアム分についてはすべて減額するものとし、その全額を当該取扱店が負担するものとします。また、違反によりその他損害が発生した際は、その額も負担していただきます。

<問い合わせ先> 田辺市商店街振興組合連合会

〒646-0031 田辺市湊9-10

TEL : 0739-22-2960 FAX : 0739-22-2922

受付 : 土日祝を除く 10:00~16:00